いきサポ愛知

第10号 2019.NOVEMBER

発行/愛知県医療勤務環境改善支援センター
受託/一般社団法人 愛知県労災指定医協会

「勤務医アンケート」は既にご回答いただきましたか?

厚生労働省医政局は、平成３１年３月２８日の「医師の働き方改革に関する検討会」の報告書を受けまして、令和６年４月の勤務医の**時間外労働時間上限規制**の適用開始に向けて、都道府県医療勤務環境改善支援センター（以下「勤改センター」という。）が個別病院の取組状況の確認を行い、必要な対応を促すため、３６協定の締結状況等について、本年７月～８月にかけて、「病院に勤務する医師の労務管理に関するアンケート調査（以下「勤務医アンケート」という。）」を全国の全ての病院に対して行いました。

愛知県では、３２３の病院が対象となっています。

現在、勤改センターでは厚生労働省からの指示に基づき、医療労務管理アドバイザーが各病院へ訪問して「勤務医アンケート」の回答内容について、内容の照会や法令違反の可能性が高い場合の支援、助言等を行っています。

全ての医療機関において適切な労務管理が実施されることとなることを目標としております。

あなたの職場は大丈夫ですか? 時間外労働時間上限規制を守れていますか?

例えば、こんな事は思いあたりませんか?

例1 宿日直許可を受けていない宿日直は、１日８時間を超えて勤務する場合、**時間外労働手当**を支給しなければなりません。

例2 年９６０時間以上勤務している医師は、２０２４年以降、当該病院がＢ水準又はＣ水準の適用を受けなければ、時間外・休日労働時間数は、**年９６０時間以下**とする必要があります。

例3 客観的な労働時間管理方法を導入していない医療機関は、**タイムカード、ＩＣカード**等による医師自らが打刻していただく環境を整備することが求められています。

例4 ３６協定には、医師と医師以外とに分けて労基署に届け出る必要があります。現在は、医師の時間外労働上限制限はありませんので、**医師以外の職員とは分けて**、労基署に届け出ることとなります。

勤改センターへのご相談、訪問相談等は**無料**です
院内研修の講師派遣についても、**無料**です

労働時間等説明会が県下6会場で開催されました。

勤務医の労働時間管理をその他の医療従事者と同様に
行うことが求められています！

平成３１年４月からの働き方改革関連法の施行に伴い、時間外労働の上限規制が導入されました。

但し、医師については、その適用が令和６年３月３１日まで猶予されますが、同年４月以降の時間外労働規制の具体的な在り方については、「医師、看護師等の宿日直の許可基準」「医師の研鑽に係る労働時間に関する考え方」をご理解いただくことが重要です。

各医療機関が令和６年３月までに医師の働き方改革を進めていただくにあたり、愛知県医師会、愛知労働局及び愛知県（愛知県医療勤務環境改善支援センター）の３者共催により、医療機関の自主的な取組の推進とその他の支援を行うことを目的として、県下６会場で「労働時間等説明会」を開催しました。

超高齢社会、人口減少社会に向けた医療のあり方

公益社団法人
愛知県医師会
大輪 芳裕 理事

1 地域医療の確立

・かかりつけ医を中心とした
「切れ目のない医療・介護」の提供
・地域医療構想の実現

2 医師の働き方改革の推進

・医師の健康への配慮
・地域医療の継続性

3 医師の偏在対策

・医師の地域偏在
・診療科偏在
・新たな専門医の仕組み

**地域の医療提供体制の将来のあるべき姿を検討し、
地域の実情に応じて医療資源を活用することが大切**

名古屋東労働基準
監督署
第3方面主任監督官
岡田 考平

名古屋南労働基準
監督署
労働基準監督官
遠藤 浩二

「医師等の宿日直許可基準」及び「医師の研鑽に係る労働時間の考え方」について

令和元年７月１日付け通達に基づき、「労働時間の考え方」、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置」を踏まえて、医師等の宿日直及び医師の研鑽に係る労働時間に関する考え方等を説明されました。

「時間外労働の上限規制、有給休暇の確実な取得、特別償却制度」について

勤改センター
医療労務アドバイザー
森本 智恵子

1. 医師の労働時間管理の適正化に向けた取組
2. 36協定の自己点検

3. 既存の産業保健の仕組みの活用

4. タスクシフティング（業務の移管）の推進

5. 女性医師等に対する支援

6. 医療機関の状況に応じた医師の労働時間短縮に向けた取組

令和６年４月以降の医師の時間外労働規制に対応する区分け（B水準、C水準）の機能評価を受けること等を説明

普通償却限度額に加え、特別償却額（当該設備等の取得額の15%に相当する額）まで償却することが認められます。

※医師及びその他医療従事者の労働時間を短縮するための設備等の導入を促進するため、対象となる設備等又は製作して医療保健業の用に供した場合

管理者の皆さまへ!

医療機関のリニューアルや節税してみませんか!

初年度に普通償却＋特別償却（取得価格の１５%）の所得税又は法人税の節税が可能となります。

医療従事者の労働時間短縮に資する機器等の特別償却制度

（所得税・法人税、適用期限：令和２年３月３１日【新規創設】）

愛知県では、数件の特別償却制度に基づく医師等勤務時間短縮計画及び設備等の申請（類型５）が行われており、「確認通知」が医療機関に送付され、供用開始となっています。
患者様は、医師等の最高の医療ケアを求めつつ、その他の医療従事者の満足度の高いケア対応、外来受付から会計処理・退所等までの新しい設備投資などに関心をお持ちです。

先ずは、労働時間を短縮するための設備等の導入を促進するため、チーム医療の推進等による医師及びその他の医療従事者の労働時間短縮に資する設備等を導入する**特別償却制度**を利用してみませんか？

医師の勤務時間は、全業種・職種の中でも最も長時間労働の実態にあり、月８０時間を超えて時間外労働を行っている医師が約４割という調査結果もあるため、心身共に疲弊した医師を最適な医療を提供できるよう健康な職場環境を作り出すことが重要です。

冬のあったか簡単レシピ紹介

かぼちゃスープ

この冬を乗り切るための
あったか簡単レシピを紹介します。

❶かぼちゃの（半分）の種を取り、一口サイズに切って5分ほどレンジでチンする。
❷かぼちゃの皮をとり、鍋に水250ml、コンソメ顆粒1個、かぼちゃを入れ、かぼちゃを崩しながら弱火で煮る。
❸かぼちゃが柔らかくなったら火を止め、牛乳300mlを加えてミキサーにかける。
❹鍋に戻して温める。
パセリや生クリームをかけても美味しい。我が家の冬の定番料理です。

A水準、B水準、C水準の適用を受ける病院に対する評価機能について

基本的な流れ

医師労働時間短縮計画の作成	評価機能による評価	(B)(C)指定申請	36協定の締結	業務開始
毎年PDCAサイクルで見直し	労働時間の実績と労働時間短縮に向けた取組状況を評価	BCの対象となる医療機能 プログラム／カリキュラムに限定して指定	BC対象業務 人数を特定	追加的健康確保措置の実施 労働時間短縮に向けた取組

1 評価機能の評価結果を受けて行う都道府県の取組

ケース1 医療機関内の労働時間短縮の取組が進んでいない医療機関

➡ 勤改センターにより、勤務環境改善・院内マネジメント改革に対して支援を行い、医療勤務環境改善マネジメントシステムのPDCAサイクルの中で、さらなる労働時間短縮の取組に対する支援が必要となります。

ケース2 医療機関内の労働時間短縮の取組は進んでいるが、実績として労働時間の削減が進んでいない医療機関

➡ 考慮すべき要因としては、下記の事項が考えられます。

- 医療需要（患者数、救急車受入台数等）の急激な増加
- 医師少数区域等で医師の確保が困難な場合や医師数が減少したこと
- 地域の医療提供体制の見直し等が必要であること

当該医療機関が「さらなる労働時間の短縮を図るためには、医師数の確保又は医療提供体制の見直しが必要であり、医師の派遣等の措置が必要と考えられる。」との所見を踏まえて、都道府県が必要な支援を行うことが求められます。

2 都道府県による(B)(C)指定に当たっての評価結果の取扱い

- 都道府県は、評価機能による評価結果を踏まえ、(B)(C)水準の医療機関の指定を行います。
- 評価結果において、実際に医師の時間外労働が短縮している必要があります。
- 但し、実績として労働時間の短縮が進んでいない医療機関であっても、その他の(B)水準の指定要件に該当していることも考えられます。
- 当該医療機関については、都道府県による(B)(C)水準の指定に当たって、評価機能による長時間労働の実態及び労働時間短縮の取組状況の分析結果に基づき当該医療機関内及び地域医療提供体制における労働時間短縮に向けた対応の進捗が確認され、医師労働時間短縮計画等の見直しにより追加的な対応が取られている必要があります。

➡ こうした進捗、対応等が十分であると評価機能によって評価されるよう、勤改センターは、勤務環境改善・院内マネジメント改革に対する支援と医療勤務環境改善マネジメントシステムのPDCAサイクルの中で、さらなる労働時間短縮の取組に対する支援を行い、改善を求めていくとともに、その上で、地域の医療提供体制の確保の観点から(B)(C)水準の医療機関の指定について支援していきます。

お問い合わせ

愛知県・愛知労働局 委託事業
愛知県医療勤務環境改善支援センター
（受託：一般社団法人 愛知県労災指定医協会）

〒460-0008　名古屋市中区栄4丁目3-26 昭和ビル6階
TEL　052-212-5766　　FAX　052-212-5767
E-mail　info@aichi-medsc.or.jp

ホームページでも情報公開中

右のQRコードを読み取ってください。
https://aichi-medsc.or.jp